

3月下旬から4月上旬の平日は、区役所の窓口が大変混み合います

## 3月28日(日)・4月3日(土)の 臨時窓口のご利用をお勧めします

毎年3月下旬から4月上旬の平日の窓口は、住所変更の手続きなどで混み合います。比較的すいている臨時窓口のご利用をお勧めしています。

日時 3月28日(日)、4月3日(土) 午前8時30分～午後5時30分

※マイナンバーカード(個人番号カード)を持っている場合、住所変更などの手続きは、変更する全員分のマイナンバーカード(個人番号カード)が必要です  
※臨時窓口では、新潟市民以外の方が本市の窓口で住民票の写しを請求する「広域交付」はできません。また、前住所地でマイナンバーカード・住民基本台帳カードを利用した転出手続きを行った場合、臨時窓口ではカードを利用した転入手続きはできない場合があります。詳しくは各窓口へお問い合わせください

混雑が予想される日は、  
市ホームページで確認できます



開設窓口	臨時窓口でできる手続き
区民生活課 (☎025-250-2235)	戸籍謄本・住民票の写しなどの各種証明書交付、印鑑登録、住民異動届、マイナンバーカード交付、戸籍届、国民健康保険の加入脱退・保険料の相談、ごみ・し尿などの相談・受け付け など
健康福祉課 (☎025-250-2380)	障がい福祉・介護保険・高齢者福祉・児童福祉・母子保健・成人保健サービスに関する相談・受け付け など

## マイナンバーカードの申請は インターネットが簡単・便利!



スマートフォンを使った申請方法を紹介します。10分程度で申請手続きが完了します。

### STEP 1

#### メールアドレス登録

交付申請書を持っている人は、交付申請書の二次元バーコードをスマートフォンで読み取り、申請用ウェブサイトへアクセスします。

申請書IDを確認し、申請者氏名とメールアドレスを入力してください。申請者IDは二次元バーコードを読み取ると自動で入力されるため、必ず自分のIDで申請してください。

交付申請書に記載されている内容に変更がある場合や、交付申請書を持っていない場合は、窓口での新しい申請書の受け取りが必要です。

### STEP 2

#### 顔写真登録

登録したメールアドレスに届いたメールのURLから、スマートフォンで撮影した顔写真をアップロードします。

- 使用できる顔写真
- ・6カ月以内に撮影したもの
- ・正面
- ・無帽
- ・無背景



### STEP 3

#### 申請情報登録

生年月日、電子証明書発行希望の有無(不要な場合は☑)、氏名の点字表記希望の有無(必要な場合は☑)を入力し、登録ボタンを押します。申請完了メールが届いたら、申請完了です。  
※申請内容に不備があった場合は、登録したメールアドレスにメールが届きます

### STEP 4

#### カード受け取り

申請後1カ月～1カ月半程度で自宅にはがきが届きます。申請者本人が区役所でカードを受け取ってください。

- 受取時の持ち物
- マイナンバーカード交付通知書(自宅に届いたはがき)
- 通知カード(持っている人のみ)
- 本人確認書類
- 住民基本台帳カード(持っている人のみ)

マイナンバーカードのオンライン申請に関するよくある質問はこちらから



## お弁当代金の一部を補助します

コミュニティ協議会や自治会など各種団体や企業が、地域の飲食店やホテルなどから購入する弁当代の費用の一部を補助します。利用の流れや申込方法など、詳しくは市ホームページをご覧ください。

問い合わせ 地域課(☎025-250-2120)

#### 利用期間

令和3年6月30日(水)利用分まで

※ただし、予算の上限に達した時点で終了します

#### 利用対象者

新潟市内の自治会・町内会やサークルなどのすべての団体・企業

※ただし、個人での利用、冠婚葬祭、宗教活動や政治活動を目的とするもの、暴力団またはその構成員、反社会的な活動をする団体の利用を除く



#### 利用内容

利用条件 本事業の登録店で税抜き単価3,000円以上の弁当を10個以上購入する場合(酒類は除く)

※会食を避け、弁当は原則お持ち帰りください

補助率 1個当たりの金額の2分の1  
(円未満切り捨て、上限2,000円)

#### 登録店も募集しています

本事業に参加いただくには、事前に登録が必要です。登録条件などは、市ホームページに掲載しています。

問い合わせ 地域課産業文化振興室  
(☎025-250-2170)



▲登録店はこのステッカーが目印です